「令和７年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務」

公募型プロポーザル実施要項

１．委託業務の内容

本事業は、将来を担う児童生徒の人材育成及び学力・情報活用能力等の向上を図るため、教育格差の解消または家庭教育支援の充実の一環として、村営学習塾の実施および村内小中学校へ学習支援員を配置する。

1. 業務の名称

令和７年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務

1. 委託期間

契約締結の日から令和８年３月１６日までの間に定める

1. 履行場所

　　　　渡嘉敷村

1. 業務内容

別紙「令和７年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 仕様書」を参照

1. 委託予算規模

24,552,000円以内（消費税及び地方消費税含む）

　　　　※企画提案のために設定した金額であり、契約金額とは異なる。

２．応募資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。

（注）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項普通地方公共　　　団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

（２）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定

する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防

止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当

する者でないこと。

（３）本事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、「令和７年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 仕様書」に掲げる委託業務内容を的確に実施できる能力を有すること。

　（４）委託業務の実施に当たって必要時に、速やかに調整等を行える者であること。

　（５）応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおり

とする。

ア　共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ　共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格（１）から（３）の要件を

満たす者であること。

　　　　ウ　共同企業体を構成する事業者が、他の共同企業体の事業者として重複応募する者でないこと。

　　　　エ　共同企業体を構成する事業者が、単体企業としても重複応募する者でないこと。

３．手続き及びスケジュール

1. 応募にかかる様式の配布期間及び場所

配布期間：令和７年６月１０日（火）～ 令和７年６月２５日（水）

配布場所：渡嘉敷村公式WEBサイトに資料掲載

（２）企画参加申込

ア　申込期限：令和７年６月２５日（水）１７時まで＊時間厳守

イ　提出書類：参加申込書【様式１】及び事業者概要書【様式２】

ウ　提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申込みを行うこと。

（３）企画提案書

ア　提出期限：令和７年６月２５日（水）１７時まで＊時間厳守

イ　提出書類：企画提案応募申込書【様式３】　１部

　　　　　　　 企画提案書　８部

　　　　　　　 見積書　８部

ウ　提出方法：持参、郵送（到着確認が可能な手段で、申込期限必着）

（４）応募に係る質問受け付け及び回答

質問受付　令和７年６月１０日（火）～ 令和７年６月１３日（金）１７時まで

質問は指定の様式【様式４】に、内容を簡潔にまとめてＦＡＸ又はメールにて

提出すること（受信確認必要）。質問への回答についてはメールにて回答する。

（５）疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日渡嘉敷村教育委員会より疑義照会を行うことがある。

（６）応募書類の審査及び結果通知

「５．審査」にて定めるとおり。

（７）契約の締結

　契約予定業者選定後は、渡嘉敷村教育委員会が作成した別途「企画提案仕様書」及び該当事業者が提出した「提案内容・契約の詳細」について協議し、契約を締結する。契約金については、契約予定業者から見積書を新たに徴収し、村が設定する予定価格の範囲内で決定する。ただし、渡嘉敷村教育委員会と契約予定事業者が契約に必要な協議で合意に至らなかった場合は、次順位以降の業者を繰り上げて協議の上、契約を行うものとする。

４．再委託

本事業を実施するにあたっては、渡嘉敷村教育委員会の承諾無くして、委託業務の全部または一部を第三者に委託（以下「再委託」という）してはならない。この場合の再委託社の資格については、当要綱「２．応募資格」の規定を準ずるものとする。

５．審査

1. 応募書類の審査

ア　提出された企画提案書に対し審査を行い、１次審査・最終審査を経て契約

　　予定事業者を選定する。原則として、１次審査は書面審査にて行い、上位

　　３社程度を提出し、最終審査へ進むものとする。ただし応募件数によって

は、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

　　　　 イ　最終審査会の開催日程及び方法については、１次審査通過社に対して日時及び方法の通知を行う事とし、公開しない。最終審査でプレゼンテーションを実施しない可能性があることを考慮して、提案書を作成すること。

　　　　　 尚、１次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

1. 審査基準

別表「令和7年度 渡嘉敷村家庭教育支援事業委託業務 評価表」を参照

1. 審査結果

最終審査結果の通知については、７月上旬までに発表するものとする。

６．応募書類等

応募に際し提出書類は以下の通りとする。

1. 企画提案参加申込書（様式１）　１部
2. 事業者概要書　（様式２）　　　１部
3. 企画提案応募申込書（様式３）　１部
4. 企画提案書　　　　　　　　　　８部
5. 見積書　　　　　　　　　　　　８部

７．その他

1. 企画提案に要する費用などについては、参加者の負担とする。
2. 企画提案書など提出された書類は返却しない。
3. 選定に関する審査内容及び経過については公表しない。
4. １事業者（１共同事業体）あたり、提案は１件とする。
5. 募集要項に適合しない場合や、提出書類等に虚偽があった場合には失格とする。

８．提出先及び問い合わせ先

〒901-3501　沖縄県島尻郡渡嘉敷村字渡嘉敷１８３番地

渡嘉敷村教育委員会

社会教育係　三冨　琉介

TEL：098-987-2120　 FAX：098-987-2783

E-mail：[syakai@vill.tokashiki.lg.jp](mailto:syakai@vill.tokashiki.lg.jp)